

## 平成18年度及び平成17年度予算について

### 【収入】

(単位：千円)

大項目	中項目	小項目	18年度予算額	構成比	17年度予算額	構成比	増△減
運営費交付金			9,358,257	28.9%	9,994,864	35.1%	△636,607
施設整備費補助金			4,718,717	14.6%	499,312	1.8%	4,219,405
自己収入			17,461,060	54.0%	17,239,619	60.6%	221,441
	授業料及び入学金検定料収入		2,241,898	(6.9%)	2,224,088	(7.8%)	17,810
		授業料	1,868,889		1,849,429		19,460
		入学金及び検定料	373,009		374,659		△1,650
	附属病院収入		14,885,492	(46.0%)	14,700,548	(51.6%)	184,944
		診療収入	14,885,492		14,700,548		184,944
	雑収入		333,670	(1.0%)	314,983	(1.1%)	18,687
		国・県補助金	106,581		195,426		△88,845
		論文審査手数料	2,556		2,556		—
		その他雑入	224,533		117,001		107,532
受託研究収入等			790,351	2.4%	735,758	2.6%	54,593
	学術奨励寄附金		430,000		450,000		△20,000
	受託事業収入		190,440		85,100		105,340
	共同研究事業収入		82,173		77,400		4,773
	競争的資金等間接経費		34,357		69,877		△35,520
	科学研究費研究支援経費		53,381		53,381		—
合	計		32,328,385		28,469,553		3,858,832

### (参考) 入学定員表

区 分	学 部	修 士	博 士
	人	人	人
医学部 (医学研究科)	80	—	52
薬学部 (薬学研究科)	100	72	18
経済学部 (経済学研究科)	200	40	10
人文社会学部 (人間文化研究科)	155	25	5
芸術工学部 (芸術工学研究科)	80	25	5
看護学部 (看護学研究科)	80	12	5
(システム自然科学研究科)	—	15	5
計	695	189	100

## 【支出】

(単位：千円)

大項目	中項目	小項目	18年度予算額	構成比	17年度予算額	構成比	増△減
業務費			25,839,346	79.9%	26,113,533	91.7%	△274,187
	教育研究経費		1,458,950	(4.5%)	1,621,722	(5.7%)	△162,772
		教育経費	633,875		705,022		△71,147
		研究経費	650,171		724,709		△74,538
		教育研究支援経費	174,904		191,991		△17,087
	診療経費		9,306,651	(28.8%)	9,569,144	(33.6%)	△262,493
		医業経費	9,306,651		9,569,144		△262,493
	人件費		15,073,745	(46.6%)	14,922,667	(52.4%)	151,078
		役員人件費	113,720		0		113,720
		教員人件費	6,576,751		6,604,502		△27,751
		職員人件費	8,383,274		8,318,165		65,109
一般管理費			979,971	3.0%	1,114,230	3.9%	△134,259
施設整備費			4,718,717	14.6%	506,032	1.8%	4,212,685
受託研究費等			790,351	2.4%	735,758	2.6%	54,593
合 計			32,328,385		28,469,553		3,858,832

## (参考) 予算定員表

区 分	定 員
役 員	10人
教 員	528
事 務 職 員	152
技 術 職 員	773
計	1,463

公立大学法人において作成する財務諸表及びその添付書類

(地方独立行政法人法第 34 条)

(公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則第 10 条)

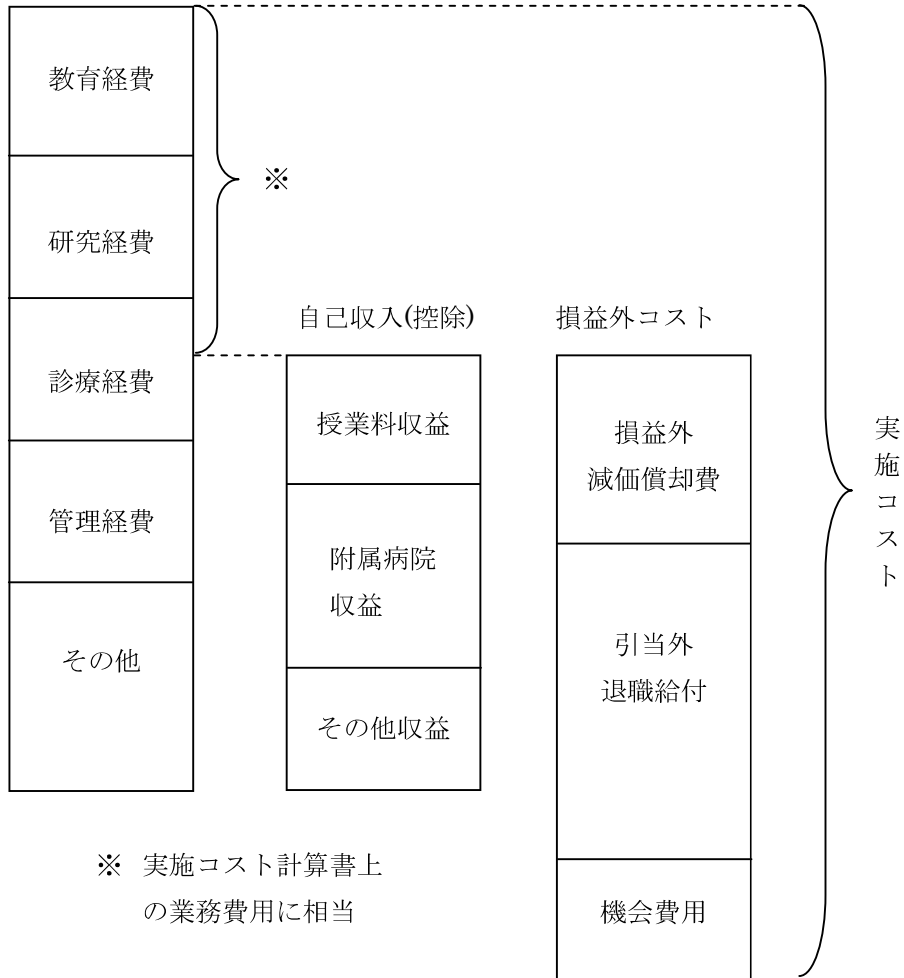
種別	名 称	内 容
財務 諸表	貸借対照表	資産や負債、資本など、法人の財政状態を表示
	損益計算書	法人の業務に伴い発生した費用ないし獲得した収益を表示
	キャッシュ・フロー計算書	法人の業務に伴う資金収支の状況を表示
	利益の処分に関する書類 (損失の処理に関する書類)	損益計算書で算出された利益の処分状況(目的積立金への整理等)を表示
	行政サービス実施コスト 計算書	法人の業務に対する住民の評価・判断に資するため、法人運営に伴い発生した住民等負担額(税負担等の額)を表示
	附属明細書	上記各財務諸表に関する補足的情報を表示
添付 書類	事業報告書	法人の事業内容等に関する定性的・定量的情報を表示
	決算報告書	法人の年度計画における予算に対する決算の状況を表示

行政サービス実施コスト計算書の書式例

<b>I</b>	<b>業務費用（1－2）</b>		×××
1	損益計算書上の費用（①＋②）		×××
	① 業務費	×××	
	② 一般管理費	×××	
2	自己収入等（①～⑧の合計）（控除）		×××
	① 授業料収益	×××	
	② 入学料収益	×××	
	③ 検定料収益	×××	
	④ 附属病院収益	×××	
	⑤ 受託研究等収益	×××	
	⑥ 受託事業等収益	×××	
	⑦ 寄附金収益	×××	
	⑧ . . .	×××	
<b>II</b>	<b>損益外減価償却相当額</b>		×××
<b>III</b>	<b>引当外退職給付増加見積額</b>		×××
<b>IV</b>	<b>機会費用（1＋2＋3）</b>		×××
1	国又は地方公共団体財産の無償又は減額 された使用料による賃借取引の機会費用		×××
2	地方公共団体出資の機会費用		×××
3	無利子又は通常よりも有利な条件による 融資取引の機会費用		×××
<b>V</b>	<b>設立団体納付額（控除）</b>		×××
<b>VI</b>	<b>行政サービス実施コスト（I＋II＋III＋IV－V）</b>		<u>×××</u>

# 行政サービス実施コストのイメージ

P/L 計上コスト



## 病院長の権限について

### 1 予算執行権等について

法人化前	法人化後(平成 18 年 4 月以降)
(な し)	<p>下記に掲げる理事長権限事項の一部を病院長に委譲(代決権限の付与)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事及び製造の施行決定(1 件 9,000 万円以下)</li> <li>2 財産の買入れの決定(1 件 6,000 万円以下)</li> <li>3 物品及び食品材料の買入れの決定(1 件 1,800 万円以下)</li> <li>4 物品の売払いの決定(1 件 1,200 万円以下)</li> <li>5 財産の借入れの決定(賃借料の年額又は総額が 1,200 万円以下)</li> <li>6 印刷、修繕等の請負及び委託並びに受託の決定(1 件 1,800 万円以下)</li> <li>7 補償の決定(1 件 9,000 万円以下)</li> <li>8 経費の支出決定(1 件 300 万円以下)</li> <li>9 執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結(予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む) など</li> </ol>

## 2 人事権について

下記のとおり、現行、理事長の権限事項とされている任免権の一部を病院長に委譲(代決権限の付与)することを検討

職 種	現 行	検 討 (案)
診療科部長・副部長 センター長・副センター長	病院長の内申に基づき 理事長	病院長 但し、理事長に報告
臨床研究医・臨床研修医	病院長の選考に基づき 理事長	病院長 但し、理事長に報告
病院職員 (派遣職員を除く)	病院長の選考に基づき 理事長	病院長 但し、理事長に報告

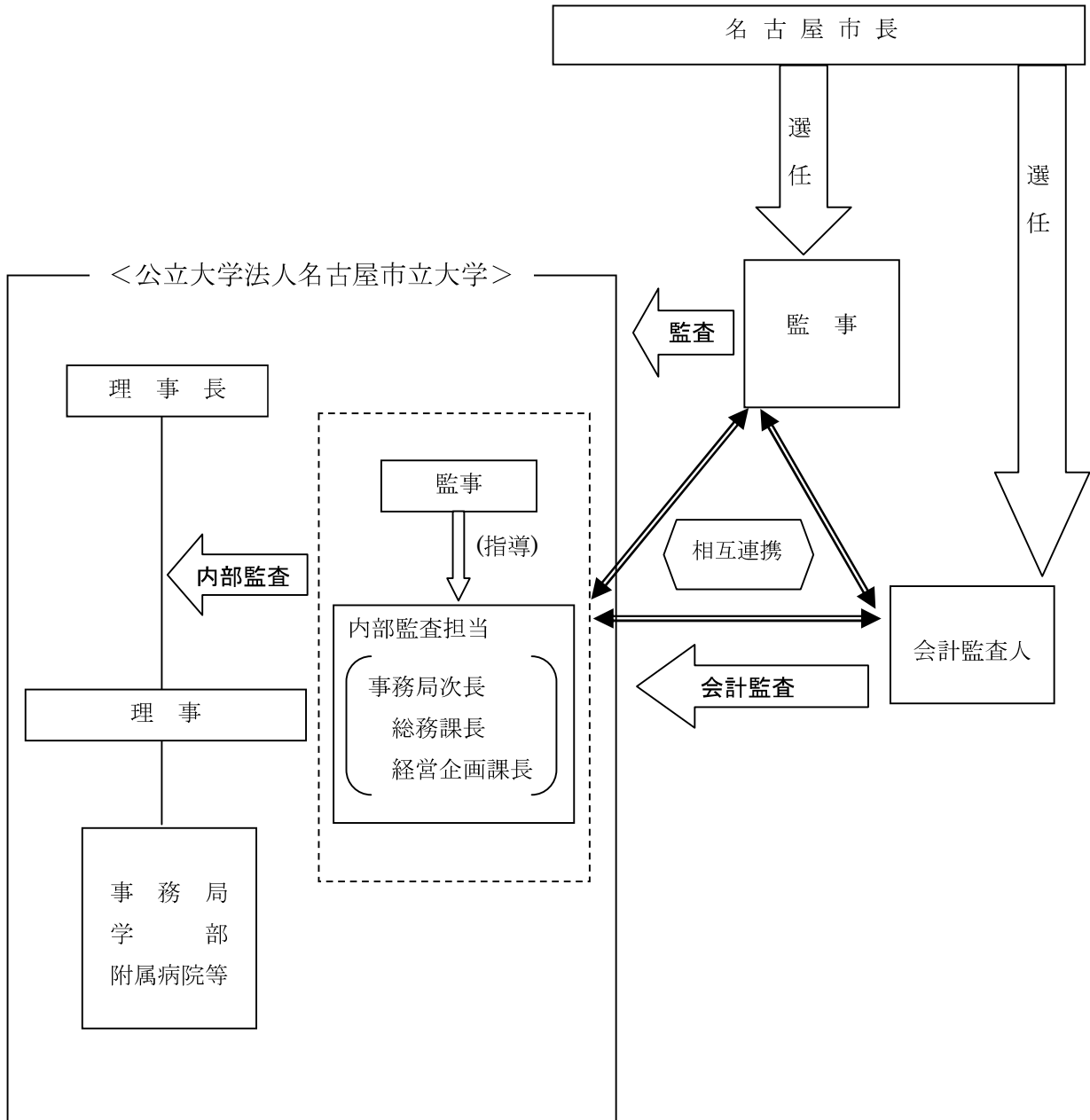
(注) 「病院職員」とは、薬剤師、看護師、検査技師、放射線技師等のコメディカルをいう。

## 公立大学法人における評価及び監査について

事 項	内 容
自己点検評価 (学校教育法第 69 条の 3 ①) (大学設置基準(文部省令)第 2 条①) (地方独立行政法人法第 78 条②)	教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
外部検証 (大学設置基準(文部省令)第 2 条③)	自己点検評価の結果について、大学の職員以外の者による検証を受ける。
第三者評価(認証評価) (学校教育法第 69 条の 3 ②) (地方独立行政法人法第 79 条)	教育研究等の総合的な状況について、一定期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価を受ける。
監事監査 (地方独立行政法人法第 13 条④)	理事の職務執行全般(会計業務を含む)を監査する。
会計監査人監査 (地方独立行政法人法第 35 条)	会計業務を監査する。



# 名古屋市立大学における監査機能について



[参考]

## 参 照 条 文

### 一 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)(抜すい)

(役員 of 職務及び権限)

第 13 条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 監事は、地方独立行政法人 of 業務を監査する。

5 (略)

(財務諸表等)

第 34 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益 of 処分又は損失 of 処理に関する書類その他設立団体 of 規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度 of 終了後 3 月以内に設立団体 of 長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 地方独立行政法人は、第 1 項 of 規定による設立団体 of 長 of 承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第 2 項 of 事業報告書、決算報告書及び監事 of 意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体 of 規則で定める期間、一般 of 閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第 35 条 地方独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(教育研究の特性への配慮)

第 69 条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(中期目標等の特例)

第 78 条 (略)

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第 25 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 (略)

4 (略)

(認証評価機関の評価の活用)

第 79 条 評価委員会が公立大学法人について第 30 条第 1 項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 69 条の 3 第 2 項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

## 二 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)(抜すい)

第 69 条の 3 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 （略）

4 （略）

## 三 大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)(抜すい)

第 2 条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 （略）

3 大学は、第 1 項の点検及び評価の結果について、当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

#### 四 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則

(名古屋市規則第 106 号)(抜すい)

(財務諸表)

第 10 条 法第 34 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成 16 年総務省告示第 221 号)にいうキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。